

FL-netパートナー製品登録ガイドライン

2026年(令和 8年) 10月 1日 制定



一般社団法人日本電機工業会

FL-net推進委員会

FL-net認証委員会

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	適用規格	1
3	用語及び定義	1
3.1	FL-net認証委員会	1
3.2	FL-net推進委員会	1
3.3	FL-net推進事務局	1
3.4	機器バージョン	1
3.5	FL-netの商標及びロゴ	2
3.6	FL-net/パートナー製品用の商標及びロゴ	2
4	試験	2
5	手続き	3
5.1	会社登録	3
5.2	登録申請	4
6	登録費用	5
7	登録の公開	5
8	ロゴの使用	5
9	登録の維持管理	5
10	製品問合せ	5
	FL-net会社登録申請書	6
	FL-net/パートナー製品登録申請書	7

FL-netパートナー製品登録ガイドライン

序文

FL-netは、オープンなネットワークであるEthernetをベースとし、必要な応答性及び機能を確保するためのFAリンクプロトコルを載せたコントローラ向けのネットワークである。

このガイドラインは、FL-net関連機器をFL-netパートナー製品として登録する場合の実施要領をまとめている。

1 適用範囲

このガイドラインは、JEMAが制定したFL-netの認証制度に該当しないが、FL-netを使用する上で有用な製品の登録を行う場合に適用する。対象製品は、次の製品とする。

- ・ FL-netの機能を補完する製品

2 適用規格

FL-netのプロトコル仕様の規格を表1に示す。これらの規格は、その最新版を適用する。

表1—FL-netで適用する規格及び技術資料

種別	番号	名称
規格	JIS B 3521	FAコントロールネットワーク標準 — プロトコル仕様
	JEM 1479	FAコントロールネットワーク標準 — プロトコル仕様

3 用語及び定義

3.1 FL-net認証委員会

JEMAが管理・運営する、FL-netに関する認証業務を主業務とする委員会。FL-netに準拠した機器の使用者、製造業者、販売者及び中立者によって構成されている

3.2 FL-net推進委員会

JEMAが管理・運営する、FL-netに関する仕様の決定、普及活動、認証試験設備の維持管理、国際標準化などを主業務とする委員会。FL-netに準拠した機器の使用者、製造業者、販売者及び中立者によって構成されている

3.3 FL-net推進事務局

FL-net認証委員会及びFL-net推進委員会の事務局。FL-netパートナー製品登録の手続きの窓口として機能する。以下、事務局という。

3.4 機器バージョン

同一の製造業者形式であるが、改良などの結果、互いに異なる製品の版。通常は、バージョン番号、リリース番号などで区別される。機器バージョンが異なるか否かは、その製品の製造業者又は販売者の定義による。

3.5 FL-netの商標及びロゴ

一般社団法人 日本電機工業会の登録商標であるFL-netの商標及びロゴ。

“FL-net” の標準文字は商標登録 第6161253号，ロゴは図1であり，商標登録 第6161252号である。



図1—FL-netのロゴ

3.6 FL-net/パートナー製品用の商標及びロゴ

FL-netパートナー製品用のロゴ（図1）。



図2—FL-net/パートナー製品用のロゴ

4 試験

登録の適否を判定するための試験は行わない。

5 手続き

5.1 会社登録

製品を登録しようとする会社は、事務局に会社登録申請書(様式1参照)を提出することによって会社登録を行う。会社登録は、会社単位で行う。FL-net認証で既に登録している会社は、登録不要である。ただし、同一会社で機器の管理場所が異なる場合は、個別に窓口を登録してもよい。

会社登録のフローを図3に示す。

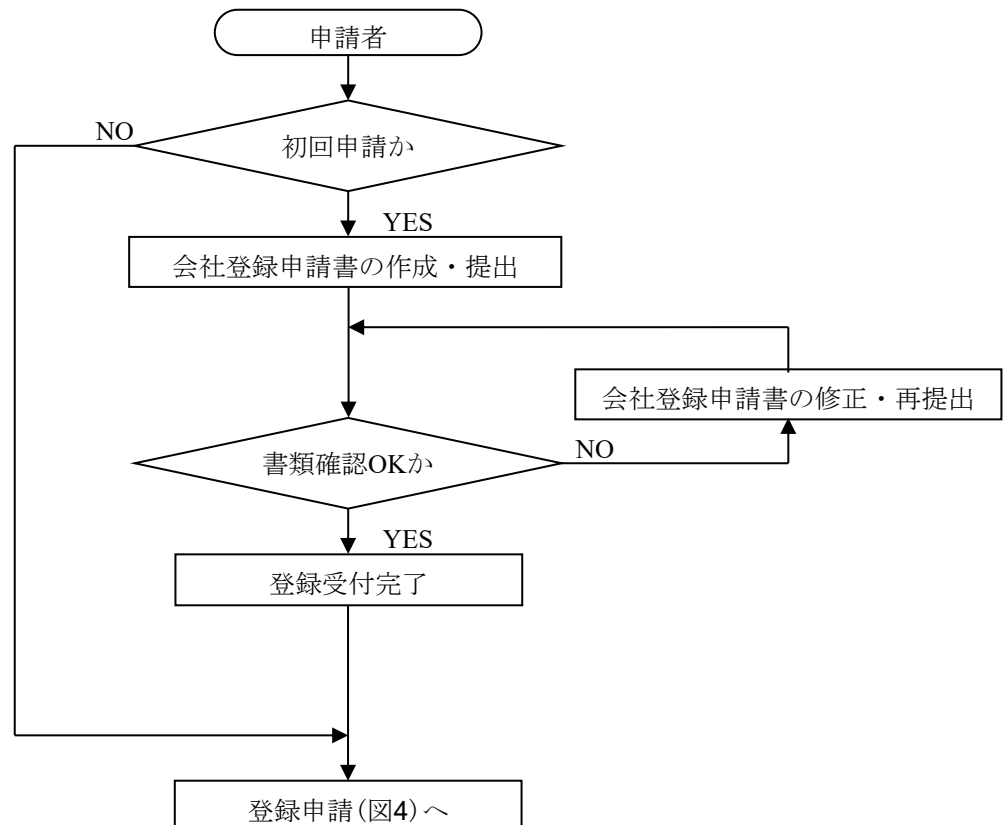


図3—会社登録のフロー

5.2 登録申請

FL-netパートナー製品登録制度へ製品を登録しようとする製造業者・販売者は、事務局に登録申請書(様式2参照)を提出することによって登録申請を行う。

登録申請するには、会社登録が完了している必要がある。初回申請の場合、会社登録登録申請を同時に行ってもよい。

FL-netパートナー製品の登録可否は、FL-netの利便性向上につながるかを基準として、登録申請書を基に、FL-net推進委員会、又はFL-net推進委員会及びFL-net認証委員会で判断する。

登録申請のフローを図4に示す。

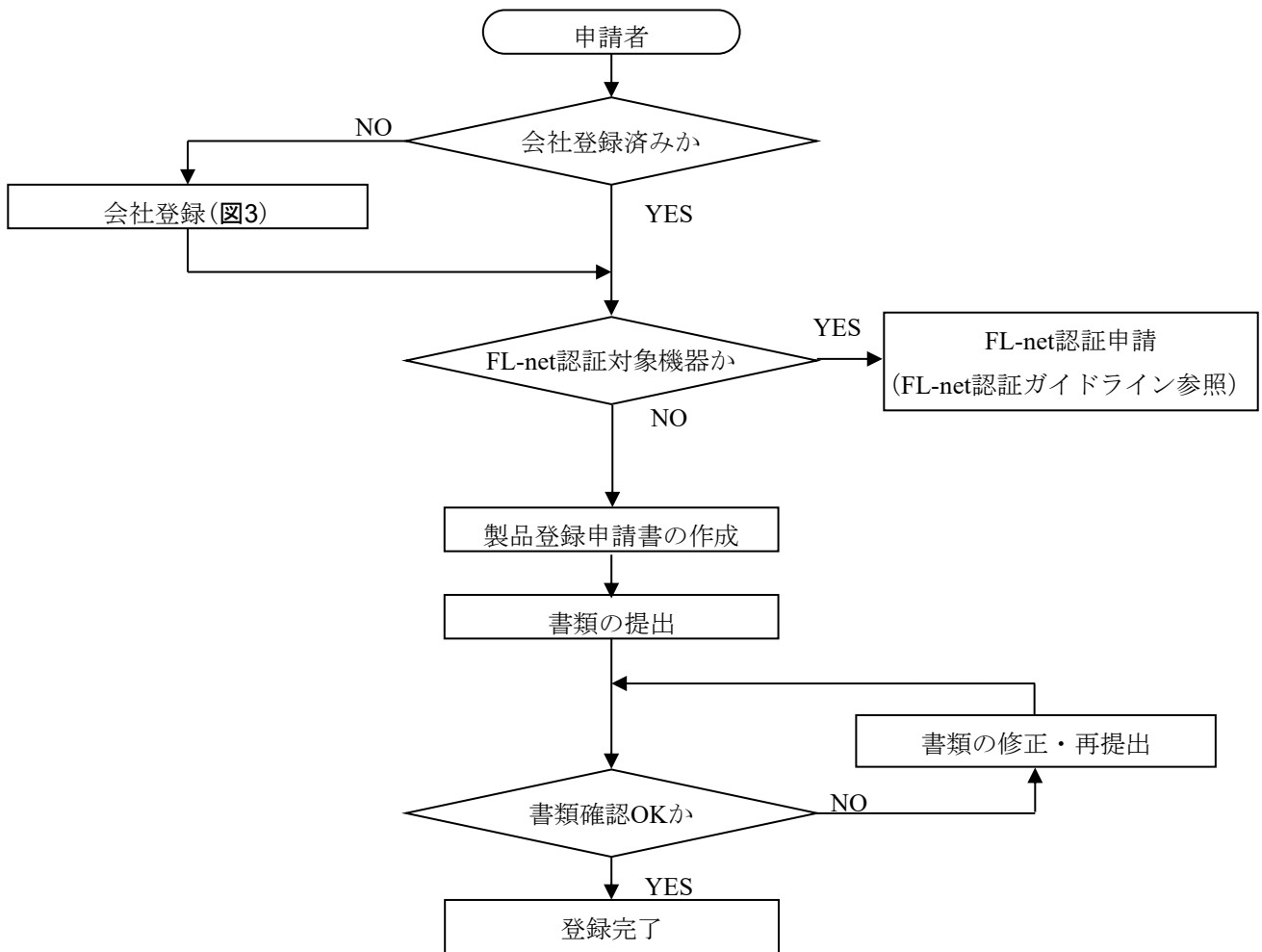


図4—登録申請のフロー

6 登録費用

会社登録料及び登録料については、別紙による。

7 登録の公開

FL-netパートナー製品に登録した製品は、FL-netのウェブページに掲載される。

FL-netのウェブページ：<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/standard/opcn/index.html>

8 ロゴの使用

会社登録完了した会社又はFL-net推進委員会が認めた会社は、FL-netパートナー製品の広報のためにFL-netパートナー製品用のロゴを使用することができる。事務局に連絡し、ロゴの電子データを入手することができる。

9 登録の維持管理

年に一度、事務局からFL-netパートナー製品の廃盤の有無を確認する。回答がない場合、FL-netパートナー製品の登録から削除する。

なお、パートナー製品登録後にパートナー製品として適切でないと判断した場合、登録から削除する場合がある。

10 製品問合せ

FL-net推進委員会及びFL-net認証委員会では、FL-netパートナー製品に関する問合せは受け付けない。問合せは、各社で対応しなければならない。

一般社団法人日本電機工業会

FL-net認証委員会, FL-net推進委員会 御中

FL-net会社登録申請書

FL-net製品認証システム及び／又はFL-netパートナー製品登録システムの趣旨に賛同し、
下記のとおり製品の製造、販売を行う企業としての登録を申請します。

記

1. 製造、販売者

会社名	
所在地	〒
申請者氏名	
所属・役職	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
希望するベンダコード ※	

2. 登録申請料

登録申請料として 万円を一般社団法人 日本電機工業会に振り込みます。

3. その他

以上

※ ASCII文字で10文字以内になるようにご希望ください。
ベンダコードは重複を防ぐためご希望にそえないことがあります。
パートナー製品だけを登録する場合、ベンダコードは不要です。

様式2 FL-netパートナー製品登録申請書

年 月 日

一般社団法人日本電機工業会
FL-net推進委員会 御中

FL-netパートナー製品登録申請書

下記のとおりFL-netパートナー製品登録の申請を行います。
記

1. 会社情報及び担当者

会社情報	会社名	
	所在地	〒
責任者	氏名	
	所属・役職	
	E-mail	
	電話番号	
連絡担当者 ※1	氏名	
	所属・役職	
	所在地※2	
	E-mail	
	電話番号	

※1 連絡担当者は、責任者と異なる場合のみ記入

※2 会社情報の所在地と送付先が異なる場合のみ記入

2. 申請製品

製品名称	
製造業者形式名	
機器バージョン	
製品の分類	
FL-netのバージョン(任意)	
通信速度分類(任意)	
使用環境	第2葉に記載のとおり
添付する書類のリスト	第2葉に記載のとおり

シリーズ単位で申請の場合は下記の記載欄にご記入ください。

製品シリーズ名称	
製品シリーズ内の製品形式名（複数回答可）	
機器バージョン	
機器分類	
FL-netのバージョン(任意)	
通信速度分類(任意)	
使用環境	第2葉に記載のとおり
添付する書類のリスト	第2葉に記載のとおり

3. FL-netパートナー製品に該当する理由

申請した製品が、FL-netの認証ではなく、FL-netのパートナー製品に該当する理由をご記載ください。記載内容を基に、FL-net推進委員会及び／又はFL-net認証委員会で登録可否を判断します。

--

以上

(FL-netパートナー製品登録申請書第2葉)

5. ウェブページ掲載用の情報

FL-netのウェブページ(<https://www.jema-net.or.jp/engineering/fl-net/products.html>)に、製品情報を掲載します。

FL-netパートナー製品登録申請書，“2.申請製品”及び次の表の内容の掲載にご同意いただける場合、次の確認欄にチェックし、表に必要事項を記載ください。なお、ご同意いただけない場合、FL-netパートナー製品に登録することができません。

☐ FL-netのウェブページに情報を掲載することに同意します。

会社情報	会社名	
	問合せ先部署名（任意）	
	問合せ先 （次の内、少なくとも一つは必須） 電話番号／E-mail／ 問合せURL	
	会社URL（任意）	
	製品URL（必須）	
製品情報	製品写真（必須） （ウェブページ掲載用）	ソフトウェアなど製品写真がない場合、ソフトウェアの画面などを提出ください。
	製品の特徴（必須）	

5. 使用環境

FL-netパートナー製品を使用するために必要な環境を記載ください。

（パートナー製品の設置方法、動作OSなど）

（例：Windows11のPCにインストール、FL-netのネットワーク内のハブに設置など）
